

奈良県告示第二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上品寺土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十九年四月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	吉田 政秋	橿原市上品寺町一七四
〃	森岡 省悦	〃 一四八
〃	増田 金治	〃 六九一三
〃	吉田 富一	〃 一二五
〃	村井 彦文	〃 一四一〇一
監事	森岡 勉	〃 二八五
〃	林 弘	〃 一八二

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	吉田 政秋	橿原市上品寺町一七四
〃	増田 金治	〃 六九一三
〃	上田 長守	〃 一六三
〃	林 弘	〃 一八二
〃	村井 彦文	〃 一四一〇一
監事	吉村 元照	〃 一六〇
〃	森岡 省悦	〃 一四八